

公 示 送 達 書

公告第9号

下記の書類は、各市町村の後期高齢者医療担当課に保管してありますので、
来所の上、受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条
の2第1項の規定により公告します。

平成30年5月21日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



送達を受けるべき者の住所氏名	別紙のとおり
送達する書類名	平成30年度保険料額仮徴収額決定通知書及び保険料額決定(変更決定)通知書
注意事項	<p>上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、下記の日に関書類の送達があったものとみなされます。</p> <p>平成30年5月27日</p>